

# 宝くじ おもしろ話

## 「法律用語」も「商品名」も変わる 「富くじ」から「勝札」「宝くじ」へ

江戸時代の末まで存在した『富くじ』だが、明治に至り2年（1869年）に出された太政官布告や明治13年（1880年）制定の刑法で富くじの発売は禁止。これにより富くじは消えた。

時代は下り、太平洋戦争中の昭和19年（1944年）11月。政府は戦費調達とインフレ抑止を目的に「臨時資金調整法」を改正し、富くじの発売を決議。その際「富くじ」を法律用語で「抽籤により当籤金を交付する証票」と表現。ただし、商品名は「戦争に勝つ」を祈念して『勝札（かちふだ）』とした。第1回は昭和20年（1945年）7月16日に発売。1枚10円で1等賞金は10万円。発売最終日は8月15日で終戦

の日だった。

「勝札」は第1回で発売を終了したが、政府は戦災復興資金とインフレ抑止のため富くじの継続発売を決議。そして、今度は『寶籤（たからくじ）』という愛称で、同年10月29日に「第1回寶籤」を1枚10円、1等賞金10万円で発売した。愛称の由来は、新しい富くじには物資不足の戦後に人々がほしがる布地や缶詰、タバコなど「宝物」のような賞品がつくという次第だ。

誕生から3年後の昭和23年（1948年）4月に、宝くじ発売根拠法の「臨時資金調整法」は戦時体制下に制定された法律のため廃止。代わって同年7月に「宝くじの法律」である「当せん金附証票法」が制定された。こうして「富くじ」の法律用語も「当せん金附証票」（現在は附→付）となり、「宝籤」の「籤」の字も平仮名となって『宝くじ』と記載された。宝くじが誕生してから今年で75年。4分の3世紀の時が流れた。



ご当地クーちゃん  
常陸牛クーちゃん

## 当せん者エピソード

# 宝くじ こぼれ話

## 2つの「お宝」の間に挟んで保管 「重し」がきいたが、3億円当せん

宝くじを買ったのち抽せん日までの間、宝くじ券をどこに保管しておくか。1,000万円以上を当てた当せん者を対象にした「宝くじ長者白書」の最新版（2018年版）によると。①机の引き出し②神棚・仏壇③その他④カバン・ハンドバッグ⑤財布……以上がベスト5。この中で興味深いのは「その他」で、ここには「当てたい」の思いから、ユニークな保管場所が登場する。

1 昨年のハロウィンジャンボ宝くじ（第765回全国自治宝くじ）で1等3億円を当てた長崎県の会社員Cさん（62）の場合も、その1人。30年来の宝くじファンのCさん。買ってきた宝くじ10枚をいつも通りの方法で保管した。自宅の床の間に木の切り株の置物が昔からあり、まず、その上に宝くじ券を大事にのせる。次に東北地方を旅した際に買った「5円硬貨」で作られた「縁起物」を重しとして、そっと置く。そして、両手を合わせて当せん祈願。こうして、抽せん日までの間、毎日、床の間で両手を合わせるような。「2つのお宝に挟んで、重しがきいたようです」と自慢げに語るCさんだった。



ご当地クーちゃん  
平安装束クーちゃん

当せん者エピソード

## 宝くじ こぼれ話

### 売り場で知った1億5,000万円当せん 販売員の冷静・適切な指示で無事に換金

30年来の宝くじファンである大阪府に住む無職Kさん（80）は1 昨年暮れに外出した際、年末ジャンボ宝くじ（第771回全国自治宝くじ）をバラで20枚買った。

年が明けて、最寄りの売り場で番号調べをしてもらったら、店内にいた数人の女性販売員が何やらザワついている様子。「どうしたのかな？」と思っていたら、販売員が窓口を近づけて「1等の前賞の1億5,000万円に

当たっています」といい、さらに「この足ですぐに銀行へ行ってください」といった。いわれて、Kさんはすぐに納得。返された当せん券を上着のポケットにねじ込んだら、販売員から怒られた。「お客さん、ダメです。雑に扱っちゃ！」と。

一見、冷静だったKさんだが、実は、当せんを知って、とたんに「頭が真っ白になった」そう。このため、ひとまず近くの喫茶店で気を静め、その後に銀行へ行き、指示通りの手続きをして、後日、無事に換金終了。「それにしても、販売員の皆さんの真剣さと親切に感謝しています」と語るKさんだった。



ご当地クーちゃん  
与那国馬クーちゃん